

# 中国中学校選手権大会宿泊・弁当基本方針

中国中学校体育連盟

中国中学校選手権大会が円滑に運営されることを目的とし、次のことを基本方針とする。

## 総 則

- (1) この方針の適用対象者は、中国中学校選手権大会に参加する選手・監督（指導者）・役員・応援者とする。
- (2) 宿泊・弁当業務の連絡調整は、中国中学校選手権大会開催県実行委員会（以下「実行委員会」という）が事務取り扱いを委託した中体連協賛旅行業者（以下、「大会幹旋事務局」という）が担当する。
- (3) 宿泊旅館に関しては、消防署、保健所など審査に対し適合し、なおかつ大会出場者が不便と感ぜない施設を選定し、諸事務手続き等一切を大会幹旋事務局が行なう。
- (4) 大会幹旋事務局の主担当者は大会実行委員会の担当者と連絡を取り合い、大会出場者に適した宿泊施設に対し人員を確保すること。
- (5) 宿泊に関して、大会参加者は必ず大会幹旋事務局を通して申し込むものとし、申込み者への対応は、すべて大会幹旋事務局が負うものとする。
- (6) 利用者の意向、苦情などに関しては、すべて大会幹旋事務局が対応すること。
- (7) 大会幹旋事務局は大会期間中は会場に常駐し、利用者の要望等に応じること。
- (8) 弁当については、食中毒などの防止を第一と考え指定業者に対し、細部にわたって指導を行なうこと。
- (9) 宿泊・弁当に関し、問題が生じたときは、すべて大会幹旋事務局がに当たり、速やかに問題解決を行なうこと。
- (10) 関係諸機関への申請及び連絡などについては、すべて大会幹旋事務局が行なうこと。
- (11) 大会開催期間中は、大会幹旋事務局担当者は必ず大会会場に待機し大会参加者の対応を行なうものとする。

## 細 則

### 1 宿泊料金について

宿泊料金は諸税金込みで原則として上限 8,000 円とする。宿泊料金の適用期間は大会開催前日から、大会終了日までとする。ただし、災害などの特別な理由が生じた場合は、別途考慮すること。

### 2 宿泊について

#### (1) 宿泊施設

- ① 宿泊料金は、一泊 2 食付とする。ただし、施設の状態により朝食のみの対応となるものについては、選手・引率者・監督など、大会に参加する者に対しては配宿しない。
- ② 宿泊施設の選定については、大会会場近隣で交通至便の場所を選定する。
- ③ 配宿優先順位は、申込み順とし、配宿について希望に添えるようにする。
- ④ 宿舎の都合により、保護者及び一般応援者が別宿舎に手配することになっても、やむを得ないが極力そのような事態は避けること。
- ⑤ 同一地区開催種目の宿泊料金料金については統一をし、その際、大会幹旋事務局の主担当者と大会実行委員会の担当者が協議し、実行委員会事務局会の承認を得て決定する。

## (2) 到着・遅発

宿泊施設への到着は「15:00」以降、出発は「10:00」を原則とする。それ以前、以降の利用については、追加の支払いを請求してもよい。

なお、宿泊者の荷物など預かりは、宿舎が必ず対応する。

## (3) 食事について

食中毒等に十分注意をし大会幹旋事務局は宿泊施設に対し十分指導を行なう。

## (4) 欠食控除について

大会幹旋事務局は方針を申し込み者に必ず伝えること。

## 3 弁当について

(1) 原則として1食800円（お茶付き、税込み）を上限とする。

(2) 弁当は、競技会場の弁当引換所で「11:00から13:00」の間、引換えることとし、必ず専門の担当者が複数で担当すること。

なお、食中毒などの防止のための対策を講じること。

(3) 弁当の殻容器・ゴミは、担当業者が必ず回収し責任を持って持ち帰ること。

## 4 変更・取り消し

(1) 到着日前日の宿泊・弁当の変更・取り消しについては、大会幹旋事務局へFAXまたは郵送させることとし、電話での変更・取り消しには応じないこと。

(2) 試合結果による宿泊等の取り消しは、原則として応じない。

## 5 申し込み

(1) 申込方法・締切日について

出場校(選手)が決定次第、所定の申し込み用紙に記入のうえFAXまたは郵送で申し込ませる。

申し込み締め切り日を設ける。

(2) 申込先については、次のことを明記すること。

大会幹旋事務局の郵便番号、住所、社名、宛先、担当者名（複数名）、電話、FAXの番号、営業日、営業時間

(3) 宿泊決定通知

受付後、速やかに申し込み責任者宛てに、回答書（宿泊施設決定のご案内）などを郵送すること。その際、宿舎のご案内図及び交通手段等を添付し、案内に万全を期すること。

なお、締め切り間際の申込みに対しては、トラブルの発生しないよう十分に対策を講じること。

## 6 その他

(1) 開催県中体連会長と大会幹旋事務局の間で契約を交わす。

(2) 原則として、事前協議も含めて主担当者が契約後、大会終了まで交代することは認めない。